

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3248号)

令和7年8月7日

横 情 審 答 申 第 3248 号

令 和 7 年 8 月 7 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年12月5日教教施第4529号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和5年度 教育施設課が発注し、特定企業と契約締結した「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）について、・工事に際し、両校（特定小学校・特定中学校）の周辺住人に対し、工事の目的や意義等を説明するための文書・文言等を検討した内容がわかるもの・受注した特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容がわかるもの」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「令和5年度 教育施設課が発注し、特定企業と契約締結した「特定小学校がけ対策工事」（特定契約番号）について、・工事に際し、両校（特定小学校・特定中学校）の周辺住人に対し、工事の目的や意義等を説明するための文書・文言等を検討した内容がわかるもの・受注した特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域／土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容がわかるもの」を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年8月18日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第2項により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は作成しておらず、保有していないため不開示とした。
- (2) 実施機関は、「特定小学校がけ対策工事」（以下「本件工事」という。）に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書を作成し、又は取得して保有している。しかし、本件審査請求文書は、本件工事の技術的事項について、各学校の周辺住人に説明し、及び特定企業に対して土砂災害に警戒するよう注意喚起した打合せに関する文書であるため、実施機関では、本件審査請求文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の妥当性を精査するとともに、妥当でなかった場合は適正な対応を求める。
- (2) 本件処分は、適正な探索等を経ていない。
- (3) 特定小学校又は特定中学校に説明した内容が分かる文書につき、出張簿の有無を確認したところ、令和5年8月18日付の開示決定で市内出張名簿が開示された。
- (4) 施工者に対し、当該「がけ」が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書についても、何かあるのではないかと尋ねて再考を求めたが、文書不存在の結論は変わらなかった。

5 審査会の判断

- (1) 学校の敷地内における崖対策工事に係る事務について

教育委員会事務局では、学校の敷地内にある斜面地に擁壁や法枠などの構造物を設置する工事を行うことで、安全な教育環境の整備に努めている。

また、横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（平成22年3月横浜市教育委員会規則第11号）第2条の規定により、校地の整備に関する事務（建築局で行う技術的事項に係る業務を除く。）を教育委員会事務局教育施設課校地係で分掌しており、校地の整備に関する技術的事項については、建築局が分掌している。そのため、学校の敷地内における崖対策工事に係る教育委員会事務局と建築局の事務分担は次のとおりである。

ア 教育委員会事務局

建築局への工事施工依頼並びに事業者との契約締結及び支払の手続

イ 建築局

工事の設計、監督及び完了検査

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、本件工事に際して特定小学校又は特定中学校の周辺住人に工事の目的や意義等を説明するための文書、文言等を検討した内容が分かるもの及び特定企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 周辺住人に対する本件工事の案内文

当該文書については、特定企業が作成したものを、工事監督を担う建築局が受領し、発注者である実施機関にも共有されているが、実施機関が建築局と当該文書を共有したのは、令和5年8月中旬頃である。

イ 受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書

特定企業と建築局との間で打合せが行われているが、実施機関は当該打合せに参加していない。そのため、その場で共有された内容については分からぬが、工事契約後に担当者間で実施する顔合わせ及び工事着手に伴う工事内容の情報共有が行われたものと認識している。当該打合せは口頭で行われており、打合せに関する文書は作成しておらず、建築局から資料の共有もされていない。

そのため、受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書は存在しない。

ウ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書

実施機関は、当該文書を作成し、又は取得して保有している。しかし、当該文書は、契約事務手続のための文書であり、周辺住人に対して本件工事の目的、意義等の説明のために用いた文書ではなく、当該文書を用いて周辺住人に対して説明を行った事実もない。

(4) 不開示処分の妥当性

ア 周辺住人に対する本件工事の案内文

当該文書は、開示請求書の文言からすれば、対象文書として特定され得るとも考えられる。しかし、情報公開請求は、開示請求日時点において存在する文書が対象文書となるところ、本件の開示請求は令和5年7月31日であり、当該文書は、同年8月中旬頃に実施機関が取得し、保有するに至っている。

そのため、当該文書は、開示請求日後に実施機関が取得し、保有するに至った

ものであり、対象行政文書として特定されない。

イ 受注企業に対し、当該「がけ」が土砂災害防止法上の土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に当たり、工事に際し、大雨時や大雨の後、地震等による土砂災害に警戒が必要であることを注意喚起した内容が分かる文書

上記(3)イの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 本件工事に係る建築局への工事の設計・施工依頼並びに工事契約の締結及び支出に関する文書

当該文書は、契約事務手続のための文書であり、周辺住人に対して本件工事の目的、意義等の説明のために用いた文書ではなく、当該文書を用いて周辺住人にに対して説明を行った事実もない。

そのため、開示請求書の文言からすれば、当該文書は対象行政文書として特定されない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。なお、実施機関は、開示請求日より後に作成し、又は取得した文書について開示義務を負うものではないが、情報公開制度の趣旨に鑑み、本件のように文書不存在を理由とする不開示決定の前後に開示請求の趣旨に合致する文書を作成し、又は取得した場合などは、改めて開示請求者に対して案内を行うようになることが望ましい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 12 月 5 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 1 月 18 日	・実施機関から資料を受理

令和6年1月23日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和6年1月25日	・審査請求人から主張書面を受理
令和7年6月2日 (第43回第四部会)	・審議
令和7年7月10日 (第44回第四部会)	・審議